

II 評価・検証結果

1 一時保護事例に対する評価・検証結果

(1) 当初の一時保護について

【対応】首にけががあるとの通告を受け、職権による一時保護を実施。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○頸部のけがは重篤なけがであると捉え、子どもの安全を確保したうえで調査する必要があるため、職権による一時保護を行った。
【検証部会の評価・検証】 ○低年齢児の頸部のけがであり、場合によれば命の危険に陥る重篤なけがであると子ども相談所が捉えたことは理解できる。 ○重篤なけががあれば、虐待の有無だけでなく養育環境も含めて調査する必要があるため、職権による一時保護は必要である。

(2) 一時保護開始当初の面会について

【対応】一時保護開始当初において、保護者との面会交流を行わなかった。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○一時保護開始当初は虐待か事故かの判断がつかず、また受傷原因がわからない中、面会を実施するに際しては、子どもの心身の状態を最優先に考え、面会時の子どもの安全を確保したうえで慎重に判断した。
【検証部会の評価・検証】 ○調査の初期で受傷原因が判然としない、面会による子どもの心身への影響が判断しかねる状況において、子どもの安全が確保できると確信できるなど一定の時期まで面会を制限することについては理解できる。

(3) 一時保護中の写真の提供について

【対応】保護者から子どもの写真の提供依頼があったが、提供しなかった。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○受傷原因が判然としない中、面会交流を始められる状況ではないと判断し、写真の提供を行わなかった。 ○保護者に子どもの様子を定期的に電話で伝えていたが、写真は提供しても良かったと考える。
【検証部会の評価・検証】 ○写真の提供に関しては、子どもの心身への影響等がないため、一時保護中の子どもの様子を心配して知りたいとする保護者の心情を理解し、その心情に添った対応をすべきであった。

(4) 一時保護の延長について

【対応】 一時保護の延長の手続きを行った。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○養育環境を整えていくためには、親子関係を段階的に見ていく必要があり、2か月の一時保護期間では不十分であると判断。 ○保護者と課題の共通認識が持てず、一時保護期間の延長に保護者同意が得られないため、児童福祉法（以下「法」という。）第33条の申立てを行なった。
【検証部会の評価・検証】 ○（受傷原因が判然としない中）保護者との関係性が膠着し、養育環境の改善や家族再統合に向けた共通認識が築けなかったため、子どもにとって安全安心な養育環境が確保されることが確認できるまでは、一時保護の延長はやむを得なかった。 ○一方でわが子への面会や写真提供等を求める保護者の心情に寄り添った対応を行っておれば、子ども相談所と保護者との関係性の膠着が避けられ、養育環境の改善や家族再統合に向けた共通認識も早期に築けた可能性がある。 ○児童福祉法上、一時保護の期間が最大2か月、一時保護の延長申立てが2か月ごとになっていることを踏まえると、当初の一時保護の2か月の間に、今後の子どもの養育支援について、道筋を立てるべきではなかったか。

(5) 法第28条の申立てについて

【対応】 法第28条の申立てを行った。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○養育環境の改善や家族再統合に向けた保護者との話し合いが進まず、一時保護所では子どもの生活の制限が多いことから、施設入所の形式で、家庭引取りに向けて面会交流から進めたいと判断。
【検証部会の評価・検証】 ○一時保護が長期にわたっている場合、一時保護の状態を維持するよりも、施設に入所措置をする方が子どもの生活環境が安定するという面はある。しかしながら、(4)と同様の理由により、養育環境の改善や家族再統合に向けた共通認識を早期に築けておれば、法第28条申立ては避けられた可能性がある。 ○児童福祉法上、一時保護の期間が最大2か月、一時保護の延長申立てが2か月ごとになっていることを踏まえると、当初の一時保護の2か月の間に、今後の子どもの養育支援について、道筋を立てるべきではなかったか。

(6) 一時保護開始から2か月経過後の面会について

【対応】 一時保護開始から2か月を経過した時点でも面会に至らなかった。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○養育課題等に共通認識が見出せたときもあったが、最終的には保護者と課題の共通認識が持てず、保護者との関係性が膠着しこの時期での面会は困難と判断した。
【検証部会の評価・検証】 ○一時保護開始当初においては、面会による子どもの心身への影響が判断しかねる間、面会を制限する必要があるが、それ以降において面会を制限する場合は、明確な理由が必要である。本事例においては、愛着形成にとって極めて重要な時期にある低年齢児と保護者との面会を2か月経過後も制限しなければならなかった明確な理由は見受けられない。 ○保護者との共通認識が持てず、関係性が膠着した場合でも、保護者に面会や家庭引き取りまでの道筋を示し、粘り強く説明すべきである。 ○事例を取り巻く状況に動きがある際には、対応方針について慎重に検討し、早期の面会を念頭に置いて対応すべき。 ○面会及びその他の交流方法に工夫を施すなど柔軟な対応があっても良いのではないか。

(7) 一時保護開始から初回面会までに約5か月を要したことについて

【対応】 一時保護開始から初回面会までに約5か月を要した。
【子ども相談所の自己評価・検証】 ○子どもの状態を第一に考え、保護者による子どもの強制的な引き取りリスク等も考慮し、父母との間に一定の信頼関係が構築できるまでの間、慎重に対応したところ、結果として約5か月を要した。
【検証部会の評価・検証】 ○本事例においては初回面会まで約5か月を要したが、(6)で述べたように、愛着形成にとって極めて重要な時期にある低年齢児と保護者との面会を長期間制限しなければならなかった明確な理由は見受けられない。子どもが保護者に面会することは当然の権利であり、保護者が子どもに面会する権利も考慮し、これを制約することはあくまで例外措置であるべきであって、これらの措置を採る以上は明確な根拠が必要となる。

(8) 父母宅引取りまでに約1年間を要したことについて

【対応】 一時保護開始から父母宅引取りまでに約1年間を要した。

【子ども相談所の自己評価・検証】

- 養育環境を振り返るということについて、保護者と子ども相談所の見解に相違があり、家庭引取りに関する援助計画の合意までに7か月を要した。
- 援助計画に基づき祖父母との交流から段階的に交流を進め、計画どおりに父母宅への引取りに至った。

【検証部会の評価・検証】

- 刑事訴訟法上、加害行為が認められず事件性がないと判断された場合であっても、受傷原因が不明であったり受傷を繰り返したりするような場合、児童福祉の立場からは、子どもの安全について重大な危機があると受け止め、慎重な対応が求められる。しかし、虐待があったかどうかを論点とすると、保護者との対立関係が膠着するだけで、関係性を構築することが極めて困難となる。
- 重篤なけがが起きるような環境にあったことは養育の問題であり、今後の子育てについて保護者と一緒に考えていくという姿勢で、養育の問題点だけでなく、保護者の持つ養育の強みにも着目して支援していくことが必要である。

2 今後の取組について

《子ども相談所考案の取組》

(1) 根拠資料となる記録の徹底

【取組内容】

- 一時保護開始後の調査時の写真や動画、証言等、子ども相談所が判断した根拠となる客観的情報の正確な記録を徹底する。

【検証部会の評価・検証】

- 一時保護開始直後にしか収集できない記録があるため、根拠資料の記録方法をガイドライン化して、所内で統一を行うこと。

(2) 対応会議における面会適否の検討

【取組内容】

- 虐待による一時保護中の面会その他の交流等についての手引きとチェックシートを作成し、令和3年3月1日より運用開始し、既に一時保護中（もしくは法第28条により施設入所中）のケースについても再確認を行っている。週1回の対応会議で面会の適否についても検討している。
- 面会を制限する場合は、対応会議録へその理由を記録する。
- 直接面会以外についても検討し、可能な形から始める。

【検証部会の評価・検証】

- 一時保護開始時点から、「子どもの安全・安心を確認するためにすぐに会わせることができない場合もある」ことを説明しておく必要がある。
- チェックシートを作成し、不断の改善を行うことは重要である。
- チェックシートでは、保護者が持つ養育の強みも確認できる自由記述欄等を設けた方が良い。

(3) 保護者への交流計画等の提示方法等の改善

【取組内容】

- 一時保護初期から、子ども相談所が関わる必要性と、交流計画や引き取りに向けて確認すべきことについて、口頭だけでなく文書で提示する。
- 職員のスキルアップを図り、刑事事件の取扱いと、児童福祉法の取扱いの違いについてより丁寧に説明できるようにする。
- 一時保護の状況を支障の無い範囲で情報提供し、保護者の不安軽減を図る。

【検証部会の評価・検証】

- 交流計画の中で面会についても示し、今後の流れについて説明することで、今後の見通しや方針を保護者と子ども相談所で共有することができる。

(4) 長期化・困難ケースの第三者意見の聴取・活用

【取組内容】

- 保護者の同意がとれない困難ケースや長期化しているケースについて、児童措置審査部会に諮問し、答申を得て、今後の対応に活用する。

【検証部会の評価・検証】

- 厚生労働省作成の「児童相談所運営指針」にあるとおり、「子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない」事例の場合において、事例を取り巻く状況に動きや再検討すべき新たな事実が出てきた際には、子どもの最善の利益を確保するために幅広い観点から客観的に意見を求めるため、改めて児童措置審査部会へ意見聴取すべき。

≪検証部会が提案する追加取組≫

(5) 保護者との関係構築について

【取組内容】

- 保護者は子どもを一時保護され、先が見えない状況だと不安を募らせていく。
最終目標は、子どもにとって安心できる家庭環境を整えることであるので、保護者の不安を軽減するためにも、両者で実現可能な当面の目標やスケジュールを定め可視化し、共通の認識を深め関係性を構築していく必要があるのではないかと。
- 保護者と児童福祉司や児童心理司とは子どもの養育環境について対峙することもあるが、子ども相談所に配置されている保健師等がその専門性を活かし違った視点で、保護者に対してより積極的に子どもの養育について関わってみてはどうか。

Ⅲ おわりに

今回の事例では、低年齢児の頸部のけがであることから、子ども相談所は重篤な事案と受け止め、虐待の有無だけでなく養育環境も含めて調査する必要があったため一時保護を行ったが、このこと自体は厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」に照らしても妥当な措置であったといえる。

ただ、今回の事例の最大の課題は、親子の面会交流は子どもにとっては当然の権利であり、保護者が子どもに会う権利も十分に考慮しなければならず、また愛着形成にとって極めて重要な時期にある低年齢児であることを踏まえると、面会制限はあくまで例外措置であるべきにもかかわらず、明白な根拠を示せないまま長期間の面会制限が行われたことである。

子ども相談所は、保護者との関係性が膠着し、養育環境の改善や家族再統合に向けた共通認識が築けなかったことを理由に一時保護期間の延長や法第 28 条申立てを行ったが、保護者との間に一定の信頼関係が構築できず関係性が膠着したことをはじめ、養育環境の改善や家族再統合に向けた共通認識が築けなかったことが、面会制限を行う明白な理由とは言い難い。早期の段階で保護者の心情に寄り添い面会やその他の交流が行われていたら、保護者との関係が改善し、養育環境の改善に向けた共通認識が築け、展開は大きく変わった可能性がある。

言うまでもなく子ども相談所は子どもたちの生命の安全と福祉の保障を使命としている。このため、必要な場合は法的権限を積極的に行使することが求められる。しかし、このことは、一方で保護者や子どもの権利が不当に制約される危険性を秘めていることを意味する。このことを関係者は常に意識し、慎重な対応を図るとともに、保護者や子どもの立場や心情に即したより丁寧な対応をお願いしたい。

現在、国においては児童相談所における一時保護の手続き等について、家庭裁判所が審査する新制度の導入に向けた検討を行うとともに、社会的養護を必要とする子どもたちのための「アドボケート制度」(代弁制度)のあり方について検討を進めているが、今後これらの動向を注視しつつ、子どもの最善の利益を第一に考えた丁寧な家庭への支援を求める次第である。

令和3年度子ども虐待検証部会 委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学人間福祉学部 人間福祉学科教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学名誉教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 精神科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部副部長	